令和８年度第１回松本市社会福祉審議会　次第

日時：令和８年１０月１９日（月）午後１時３０分
場所：松本市役所　東庁舎３階　議員協議会室

１　開会

２　あいさつ

３　議事
⑴　答申事項
ア　第５次松本市障がい者計画等の策定について
イ　第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

４　その他

５　閉会

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏　名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備　考
1	青木　忠孝	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	
2	海野　暁光	私立保育園・認定こども園代表	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会副会長
3	北沢　和雄	松本地域難病患者家族友の会	障害者福祉専門分科会	
4	草深　邦子	松本市民生委員・児童委員協議会理事	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
5	小林　弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
6	佐藤　奈保	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
7	澤地　雅弘	長野県弁護士会	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
8	尻無浜　博幸	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会会長
9	高津　千代子	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 松本事業所副所長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
10	高山　知佳	松本市私立幼稚園連盟会長	児童福祉専門分科会	
11	田中　秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
12	中澤　芳江	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
13	羽田　原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会副会長
14	廣瀬　豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
15	丸山　順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
16	水野　範明	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
17	三村　仁志	長野県社会福祉士会　事務局長	地域福祉専門分科会	
18	向井　健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
19	山﨑　井子	松本市障がい者基幹相談支援センター	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長

※障害者福祉専門分科会で1名欠員

松本市社会福祉審議会資料
８．１０．１９
健康福祉部・こども若者部

第５次松本市障がい者計画等の策定について

１　趣旨

障害者基本法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき策定を進めている第５次松本市障がい者計画並びに第８期松本市障がい福祉計画及び第４期松本市障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）の策定について、松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で審議した結果について報告するものです。

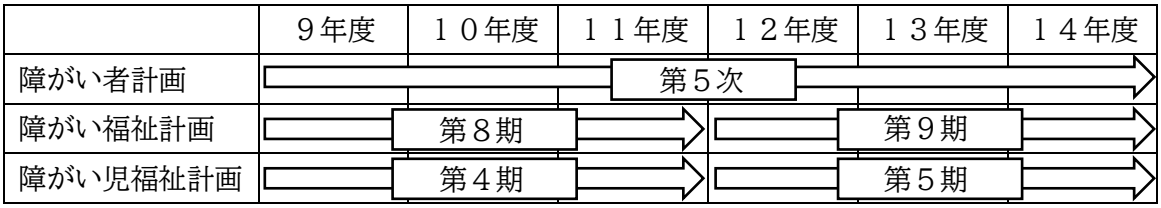
２　経過

７．１１．１０　松本市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）に障がい者計画等の策定について諮問
１２．１０　アンケート調査実施（令和８年２月３日まで）
８．　３．１２　社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で審議
６．１８　厚生委員協議会で、障がい者計画等の策定等について報告
９．１５　社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で審議
１０．１４　厚生委員協議会に障がい者計画等策定の進捗状況報告

３　障がい者計画等の概要

⑴　計画期間

令和８年度をもって、現行の計画期間が終了するに当たり、障がい者計画等を構成するそれぞれの計画の理念と実行の整合性を図るため、それらを一体的な計画として策定することとし、法定で３年を計画期間とする障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の終期を中間評価年とした６年間を計画期間とします。



⑵　第５次松本市障がい者計画の概要

別紙のとおり

⑶　第５次松本市障がい者計画の成果目標及び活動指標となる第８期松本市障がい福祉計画及び第４期松本市障がい児福祉計画については、国から策定の方向性などの詳細が示されていないため、今後、国の動向を注視して策定を進めます。

⑷　社会福祉審議会への報告

別添「障害者福祉専門分科会答申（案）」のとおり

４　策定のスケジュール

８．１１．　５　社会福祉審議会から市長へ答申

１８　厚生委員協議会に障がい者計画等（案）を協議

パブリックコメントの実施（３０日間）

９．　１．　厚生委員協議会にパブリックコメント等の結果及び障がい者計画等（案）を報告

社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で審議

３　障がい者計画等策定

５　今後の進め方

社会福祉審議会からの答申を踏まえ、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会と十分な議論を重ねるとともに、パブリックコメントも実施して、市民の意見を反映させた計画を策定します。

別紙

第５次松本市障がい者計画（案）

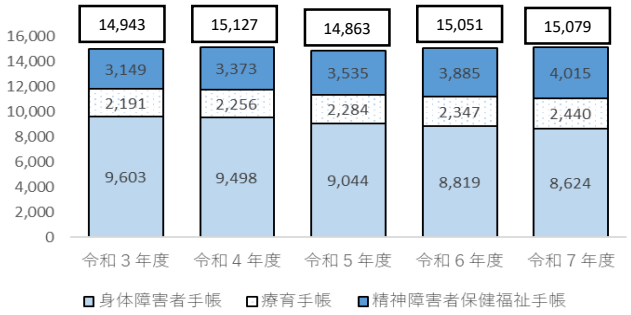
（概要版）



障がい者・児を取り巻く状況

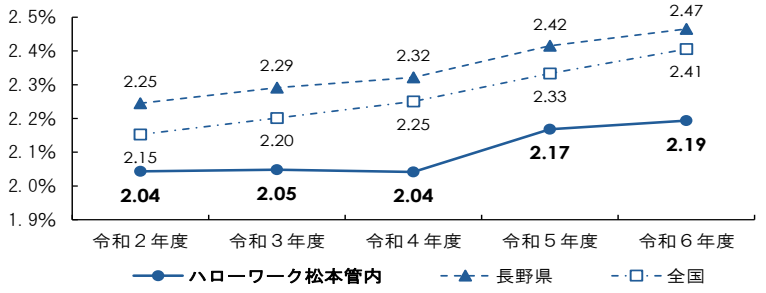
障害者手帳所持者

令和７年度の障害者手帳交付件数は１５，０７９件で、「身体障害者手帳」が最も多く、全体の５８．６％を占めています。令和３年度以降の推移を手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」が微増傾向、「精神障害者保健福祉手帳」が増加傾向にあり、全体では増減を繰り返しながら、１５，０００件前後で推移しています。



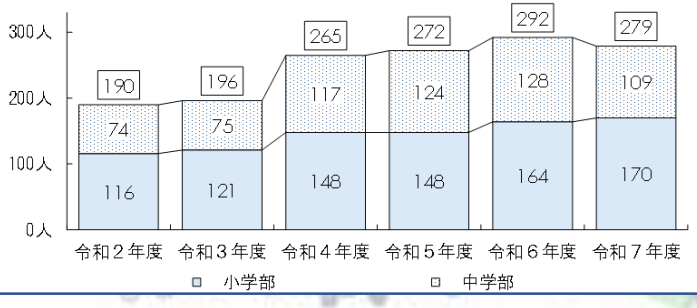
障がい者の雇用状況

令和６年度の民間企業での雇用率は、「ハローワーク松本管内」が２．１９％、「長野県」が２．４７％、「全国」が２．４１％と、「ハローワーク松本管内」は令和６年６月１日時点の民間企業の法定雇用率２．５％に達していません。令和２年度以降の推移をみると、いずれも上昇傾向にあります。



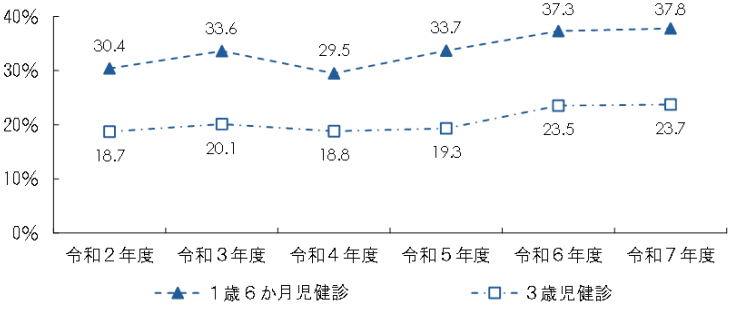
特別支援学校に在籍する児童・生徒数

令和７年度の特別支援学校に在籍する小学部児童は１７０人、中学部生徒は１０９人となっています。令和２年度以降の推移をみると、令和４年度に小学部では２７人増加、中学部では４２人増加しています。中学部では令和７年度は減少に転じていますが、小学部ではその後も微増となっています。



乳幼児健診における要支援の該当率

令和７年度の乳幼児健診における要支援の該当率（要支援児数／受診児数）は、１歳６か月児健診では３７．８％、３歳児健診では２３．７％となっています。令和２年度以降の推移をみると、両健診とも令和４年度では減少していますが、全体的には微増傾向となっています。



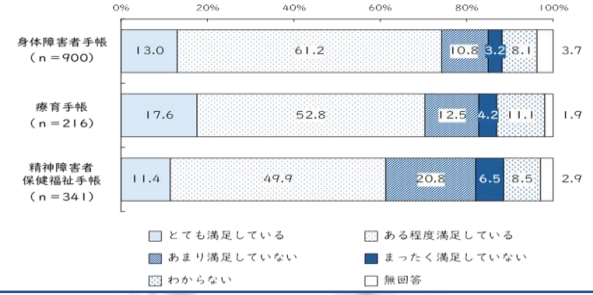
アンケートから見える課題

障害者計画策定の基礎資料とするため、障害者手帳所持者3,000名と松本市内に所在する100団体・機関を対象にアンケート調査を実施しました。

生活満足度

身体障害者手帳所持者では「満足している」が７４．２%、療育手帳所持者でも７０．４%と比較的高い水準にあります。一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者では「満足している」が６１．３%にとどまり、「満足していない」が２７．３%と他の障がい種別より高くなっています。

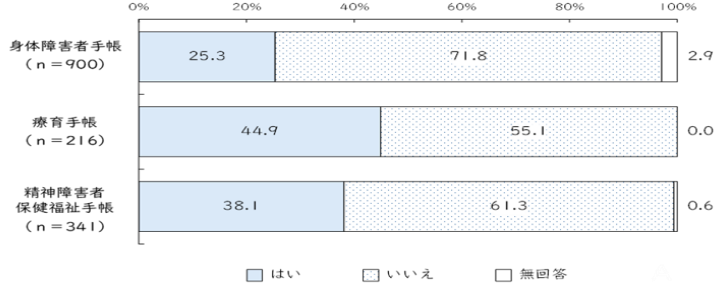
Q　あなたは現在の生活に満足していますか。



就労状況

身体障害者手帳所持者の就労率が２５．３%と低く、これは高齢者が多い構成を反映しています。一方、療育手帳所持者（４４．９%）及び精神障害者保健福祉手帳所持者（３８．１%）では一定の就労が見られますが、その多くは福祉的就労であり、一般就労への移行が課題となっています。

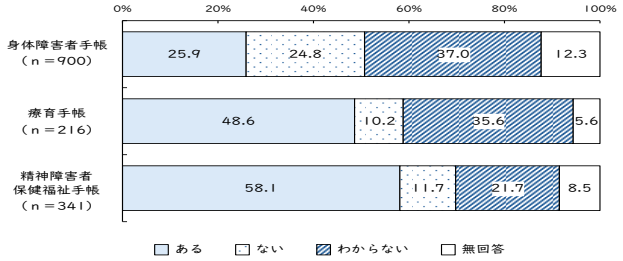
Q　あなたは、現在仕事をしていますか。



障がい者理解

障がい者への理解不足が根強く、偏見や差別など適切な配慮が欠けていると感じている方が多く、障がい者理解の促進が大きな課題として浮き彫りになっています。より一層の理解促進、周知啓発活動の強化が求められています。

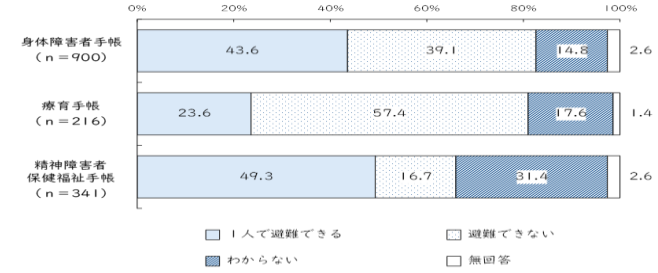
Q　あなたは、障がいのある方への差別や偏見があると思いますか。



災害時の対応

全ての障がい種別において半数以上が「一人で避難できない」「わからない」と回答しており、特に療育手帳所持者については、７５%の方が同様の回答をしています。避難所における不安の解消等を含め、平時からの見守り体制や個別避難計画の策定、地域とのつながりの強化等が重要となります。

Q　あなたは、災害が発生した時に、１人で避難できますか。



第４次計画の総括

基本目標Ⅰ　障がいのある人に対する支援体制の整備

【現　状】
- 障害者手帳交付件数は精神障害者保健福祉手帳が増加傾向
- 重症心身障がい者は１３２人　強度行動障がい者は２７９人（令和８年４月１日現在）
- 基幹相談支援センター・総合相談支援センターを中心とした相談体制を整備

【課　題】
- 分野を超えた包括的かつ切れ目のない相談支援体制の構築が引き続き必要
- 強度行動障がい・医療的ケア児（者）に対応できる事業所の整備
- 相談支援専門員をはじめとする福祉人材確保・育成が急務
- 障がい特性に応じた多様な手段による情報提供体制の強化

基本目標Ⅱ　障がいのある人の心豊かな暮らしの支援

【現　状】
- 障がい者の高齢化・重度化、核家族化が進行し、親なき後の生活継続が課題として顕在化
- 施設入所者の地域生活への移行が国の方針として進められている
- 障害者虐待防止法・障害者差別解消法に基づき、虐待防止センターの設置や合理的配慮の推進体制を整備

【課　題】
- 障がい理解促進のための啓発活動・心のバリアフリーの推進強化
- 「親なき後」の生活基盤（住まい・財産管理等）の整備
- 高齢化・重度化傾向がある障がい者への災害時対策の強化

基本目標Ⅲ　障がいのある人の就労及び地域活動の支援

【現　状】
- 障害者就労支援訓練事業、障害者優先調達推進法に基づく物品・役務の優先調達等を実施
- 特別支援学校・特別支援学級の児童生徒数は増加傾向
- 新たなサービスとして令和７年１０月から就労選択支援が創設

【課　題】
- 就学から就労への円滑な移行支援(特別支援学校との連携強化)
- 農業・商工業等と連携した多様な就労機会の創出
- 福祉的就労から一般就労への移行支援及び職場理解促進の一層の強化

第５次計画の位置付け

基本理念（案）

一人ひとりの思いと選択が尊重される
インクルーシブなまち まつもと

第４次計画の理念である「尊重」「支え合い」「認め合い」「共生」を継承しつつ、国が推進する意思決定支援を反映し、本人の意思を起点とする支援の方向性を示しました。

基本目標（案）

第４次計画は、「３つの基本目標」「７つの基本施策」で構成していましたが、第５次計画では、「５つの基本目標」、「１２の基本施策」に再編し、より細分化、具体化しました。

基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	基本目標Ⅳ	基本目標Ⅴ
権利擁護と相互理解の促進	学びと成長を支える場の充実	相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成	地域で暮らし、働ける社会の実現	安心・安全なまちづくり

重点施策

第４次計画の重点施策３項目（包括的相談支援体制の整備、重度障がい者・児支援の充実、就労支援の充実）に加え、第５次計画では「成長段階に応じた支援体制の整備」と「情報の提供と意思決定の尊重」の２項目を新設し、全５項目に拡充しました。

重点施策１　成長段階に応じた支援体制の整備

NEW

☆　支援体制の整備
☆　相談体制の充実
☆　インクルーシブな環境の整備

重点施策２　包括的相談支援体制の整備

☆　各種支援の一体的な実施
☆　相談支援体制の充実

重点施策３　重度障がい者・児支援の充実

☆　日常生活を支える福祉サービスの充実
☆　外出の支援
☆　経済的な支援
☆　強度行動障がい・医療的ケア支援

重点施策４　情報の提供と意思決定の尊重

NEW

☆　情報提供体制の充実
☆　情報アクセシビリティの推進
☆　手話通訳・要約筆記等の充実

重点施策５　就労支援の充実

☆　就業機会の拡大と受注機会の確保
☆　就学から就労への連携
☆　就労支援の充実

体系図

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	主な取組み		
一人ひとりの思いと選択が尊重される　インクルーシブなまち　まつもと	Ⅰ　権利擁護と相互理解の促進	１　障がい者理解の促進	(1)　障がいに対する理解促進と周知啓発 (2)　理解を深める機会の充実	理解促進・啓発事業 市職員に対する障がい者理解の周知・啓発	松本市あいサポーター研修 人権教育の推進	身体障害者補助犬法の周知
		２　権利擁護	(1)　虐待防止の徹底 (2)　差別解消と合理的配慮の促進 (3)　権利擁護の推進	虐待の防止 成年後見制度の利用促進	不当な障がい者差別の解消 成年後見支援センター	合理的配慮の理解促進
		３　社会参加の促進	(1)　交流の機会や場の提供 (2)　生涯学習・スポーツ活動への参加の促進 (3)　文化芸術活動への参加の促進	移動支援 手話通訳者派遣事業 長野県障がい者文化芸術祭作品展	障がい者スポーツ大会 要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者と学ぶ成人学校事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
	Ⅱ　学びと成長を支える場の充実	４　成長段階に応じた支援体制の整備 【重点施策】	(1)　支援体制の整備 (2)　相談体制の充実 (3)　インクルーシブな環境の整備	育児相談の充実 学童保育における障がい児等の受入態勢の充実 学校等関係機関との連携強化	障害児通所支援事業等の充実 市立特別支援学校の設置 松本市インクルーシブセンター	保育における障がい児等の受入態勢の充実 小中学校における多様な学びの場の充実 保護者・家族への支援
	Ⅲ　相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成	５　包括的相談支援体制の整備 【重点施策】	(1)　各種支援の一体的な実施 (2)　相談支援体制の充実	包括的な支援体制の構築 相談支援体制の整備 日中活動の支援 松本市障がい者総合相談支援センター	情報の共有と個人情報の保護 生活困窮者自立支援事業 多様な障がい者への支援 松本市障がい者基幹相談支援センター	障がいの発見からの適切な支援 緊急時の支援 計画相談支援事業の整備 ピアサポート活動支援
		６　重度障がい者・児支援の充実 【重点施策】	(1)　日常生活を支える福祉サービスの充実 (2)　外出の支援 (3)　経済的な支援 (4)　強度行動障がい・医療的ケア支援	居宅介護 行動援護 短期入所 共同生活援助 日常生活用具給付事業 放課後等デイサービス 移動支援 強度行動障害者住宅整備事業	重度訪問介護 療養介護 重度障害者等包括支援 訪問入浴 障害福祉サービスの質の向上 居宅訪問型児童発達支援 各種福祉手当 強度行動障害者に対応するための施設改修事業	同行援護 生活介護 施設入所支援 日中一時支援 児童発達支援 保育所等訪問支援 強度行動障がい・医療的ケア支援
		７　情報の提供と意思決定の尊重 【重点施策】	(1)　情報提供体制の充実 (2)　情報アクセシビリティの推進 (3)　手話通訳・要約筆記等の充実	福祉サービス等の情報提供の充実 声の広報発行事業 手話通訳者派遣事業	障がい特性に配慮した情報提供 ＩＣＴの活用 要約筆記者派遣事業	点字広報発行事業 日常生活用具給付事業 盲ろう者通訳・介助員派遣事業
		８　支援者の養成・育成	(1)　障害福祉サービス事業所等の育成・支援 (2)　福祉人材の育成・確保	社会福祉施設整備補助金 松本市版人材育成ビジョン	松本市障がい者基幹相談支援センターとの連携	手話奉仕員養成研修
	Ⅳ　地域で暮らし、働ける社会の実現	９　就労支援の充実 【重点施策】	(1)　就業機会の拡大と受注機会の確保 (2)　就学から就労への連携 (3)　就労支援の充実	障がい者就労支援訓練事業 障がい者雇用の理解促進 障がい者優先調達の推進 就労継続支援事業所ネットワーク 職場定着支援	就労機会確保事業 理解促進・啓発事業 一般就労者の就労支援 就労に関する相談窓口、支援制度の周知 福祉的就労から一般就労への移行促進	重度障がい者等に対する通勤等の支援 松本市職員採用試験（障がい者枠） 特別支援学校と連携した就労支援 就労支援体制の整備 就労選択支援
		１０　地域移行・定着支援	(1)　地域生活支援体制の整備 (2)　体験の機会の提供	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 松本市障がい者基幹相談支援センター	地域移行支援 ひとり暮らし体験事業	地域定着支援 地域活動支援センター
	Ⅴ　安心・安全なまちづくり	１１　住みやすいまちづくり・災害対策	(1)　住まいの場の整備 (2)　ユニバーサルデザインのまちづくり (3)　災害時等の対策	身体障害者住宅等整備事業 Ｎｅｔ１１９（緊急通報システム） 松本安心ネット	移動及び施設利用の円滑化の促進 災害時要援護者支援プラン	福祉１００円バス助成事業 避難行動要支援者名簿
		１２　保健・医療の充実	(1)　健康づくり体制の充実 (2)　医療費の助成 (3)　介護保険との連携	障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見 福祉医療	自殺予防 自立支援医療	難病の方への支援 介護保険への移行と併給

社会福祉審議会資料
８．１０．１９
高齢福祉課

第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

１　趣旨

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき策定を進めている、第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第１０期計画」という。）の策定について、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議した結果について報告するものです。

２　経過

Ｒ７．１１．１０　松本市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）に第１０期計画の策定について諮問
１２．１２　高齢者等実態調査実施（令和８年１月１４日まで）
８．　２．１３　令和７年度第３回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
６．　４　令和８年度第１回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
１８　厚生委員協議会で第１０期計画の策定等について報告
８．２８　令和８年度第２回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
１０．　１　令和８年度第３回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議
１４　厚生委員協議会で第１０期計画策定の進捗状況について報告

３　第１０期計画の概要

⑴　計画期間

令和９年度から令和１１年度まで（３年間）

⑵　計画策定の考え方

第９期計画中の現状と課題を把握し、第１０期計画策定に当たり国から示された基本指針に基づき策定します。

⑶　計画の方向性及び施策の体系

別紙のとおり

４　策定のスケジュール（予定）

Ｒ８．１１．　５　社会福祉審議会から市長へ答申
１８　厚生委員協議会に第１０期計画（案）を協議
パブリックコメントの実施（３０日間）
９．　１　厚生委員協議会にパブリックコメントの結果及び第１０期計画（案）を報告
２　介護保険条例改正議案提出（介護保険料改定）
３　第１０期計画策定

5　今後の進め方

社会福祉審議会での答申を踏まえ、十分に議論を重ねるとともに、厚生委員協議会での協議、パブリックコメントも実施して、市民の意見を反映させた計画を策定します。

体系図

３年間で推進する具体的な取組み

基本理念

松本市は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域において、健康で生きがいを持ち、安心して自分らしく生活ができることを願い、地域でつながるすべてのひとが支えあう持続可能な地域福祉を推進します。
そして、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を目指します。

基本目標・方針

1 健康でいきいきと暮らせるために

「できること」を大切にし、健康で自分らしく暮らし続けられるよう支援します。

2 支援が必要になっても安心して暮らせるために

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支える体制を整えます。

3 サービスを円滑に提供するために

介護が必要になった方が、必要なサービスを安心して利用できるよう、介護人材の確保・育成とサービス基盤の整備を進めます。

施策区分

☆は重点施策です

別紙

1-1	生きがいづくりの推進	① 社会参加や生きがいづくりの推進
1-2	介護・フレイル予防と自立支援の一体的な推進	① 自分らしい暮らしを続けるために自ら楽しむフレイル予防
		② 自分らしい暮らしを取り戻す自立支援 ☆
2-1	住み慣れた地域で暮らし続けるための生活基盤の整備	① 安定的な住まいの確保 ☆
		② 安定的な交通手段の確保
		③ 見守り体制の推進と身寄りなき高齢者への支援 ☆
		④ 権利擁護・虐待防止の体制強化
		⑤ 生活困窮者への支援
2-2	誰もが安心して相談できる体制の強化	① 地域課題の解決に向けた組織体制の強化
		② 相談体制の強化・充実
2-3	切れ目のない在宅医療と介護の連携推進	① 在宅医療・介護の連携推進
2-4	認知症施策の総合的な推進（第２期松本市認知症施策推進計画）	① 認知症とともに生きる環境づくりの推進 ☆
3-1	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり	① 分かりやすい情報提供
		② 家族介護者支援の推進
		③ 介護給付適正化
		④ 苦情処理体制の充実
		⑤ 災害や感染症対策に係る体制整備
3-2	介護人材の確保と育成	① 介護人材の確保・育成 ☆
		② 介護事業所支援
		③ 介護支援専門員への支援と連携
3-3	介護ニーズの変化を見据えたサービス基盤整備（低負担で入所できる施設整備等の推進）	① 施設・居住系サービスの整備 ☆
		② 地域密着型サービスの整備
3-4	持続可能な介護保険制度の運営	① 介護保険サービス事業量及び費用の見込み
		② 地域支援事業の費用の見込み
		③ 財政推計と介護保険料

別紙

第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画
安心・いきいきプラン松本

２０４０年を見据え、
「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」へ

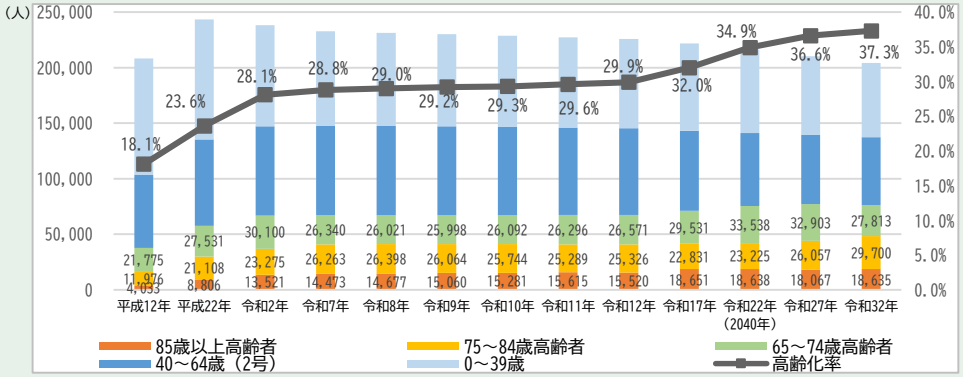
（案）

高齢者を取り巻く状況と将来の見通し

令和７年１０月１日現在人口からの推計値のため、今後変更があります。

高齢化人口の推移

本市は２０４０年以降も高齢者人口は緩やかに上昇すると見込まれており、国が示す地域の類型は「一般市等」に分類されると考えられます。令和１７年以降は、第１号被保険者数（６５歳以上）が第２号被保険者数（４０～６４歳）を上回ることが見込まれており、介護保険制度を支える財政基盤への影響が懸念されます。



（出典）令和７年まで　　１０月１日登録人口（市統計）
令和８年～令和１２年　住民基本台帳を基にしたコーホート変化率を基に推計
令和１７年から　　国立社会保障・人口問題研究所の将来伸び率を基に推計

地区別高齢化の状況

２０４０年に向け、地域によって高齢化や人口減少のスピードには差が生じ、サービス需要の変化がこれまで以上に大きくなることが見込まれています。地域の実情に応じた取組みの検討が必要です。

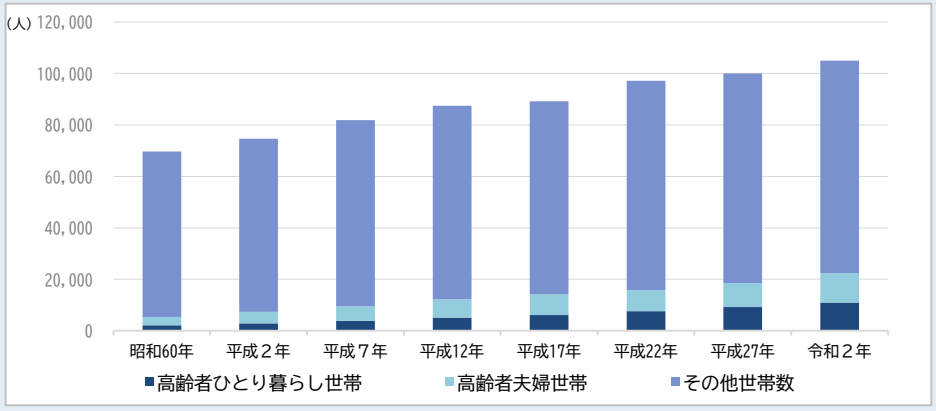
（単位：人）

地区名	人口	65歳以上	75歳以上	高齢化率	認定率	地区名	人口	65歳以上	75歳以上	高齢化率	認定率
第１	1,608	458	270	28.5%	18.8%	神林	4,686	1,493	999	31.9%	15.7%
第２	2,271	878	550	38.7%	21.3%	笹賀	10,630	2,822	1,828	26.5%	16.3%
第３	4,026	1,352	822	33.6%	17.2%	芳川	17,196	3,935	2,340	22.9%	15.8%
東部	3,070	1,074	680	35.0%	18.9%	寿	13,406	3,662	2,138	27.3%	15.7%
中央	2,301	811	496	35.2%	15.5%	寿台	2,419	1,027	761	42.5%	24.2%
城北	7,622	2,099	1,288	27.5%	20.0%	岡田	7,326	1,994	1,179	27.2%	16.4%
安原	4,344	1,199	703	27.6%	18.3%	入山辺	1,687	851	560	50.4%	19.7%
城東	3,456	1,103	666	31.9%	18.5%	里山辺	11,873	3,309	2,086	27.9%	18.2%
白板	5,846	1,738	990	29.7%	17.5%	今井	3,635	1,401	827	38.5%	15.0%
田川	3,933	1,114	670	28.3%	20.5%	内田	2,245	710	420	31.6%	12.4%
庄内	14,366	3,515	2,032	24.5%	17.0%	本郷	14,190	4,084	2,508	28.8%	17.4%
鎌田	19,736	4,314	2,638	21.9%	19.0%	松原	2,911	894	509	30.7%	13.0%
松南	5,264	1,634	986	31.0%	17.4%	四賀	3,699	1,774	1,081	48.0%	16.0%
島内	12,288	3,346	2,018	27.2%	18.5%	安曇	1,233	584	329	47.4%	15.4%
中山	3,022	1,357	791	44.9%	15.1%	奈川	541	281	179	51.9%	17.8%
島立	6,374	1,998	1,322	31.3%	19.2%	梓川	11,809	3,446	2,071	29.2%	14.2%
新村	3,070	1,103	728	35.9%	15.8%	波田	14,986	4,541	2,829	30.3%	14.5%
和田	3,977	1,154	691	29.0%	16.6%	合計	231,046	67,055	40,985	29.0%	

（出典）住民登録人口　令和８年４月１日現在
※　認定率を算出する際の要介護者数には特別養護老人ホーム入所者等を含みません。

高齢者世帯の推移

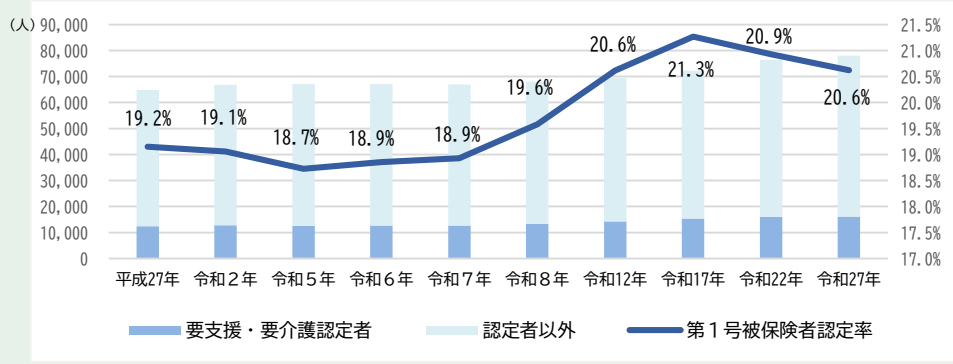
高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦世帯が共に増加し続けています。国の推計によると、２０４０年には高齢者の約４割がひとり暮らしとなることが見込まれています。



（出典）国勢調査（各年10月1日）（平成17年までは、合併前の松本市分。平成22年以降は、合併後の松本市で集計）

被保険者及び要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者は、介護保険制度が始まった平成１２年度の５，４９４人から、令和７年度は１万２，６８６人と約２．３倍となっています。近年、認定者率は横ばいとなっていますが、今後は増加すると見込まれています。



（出典）令和７年度まで　　介護保険事業状況報告（９月月報）
令和８年～令和１２年　住民基本台帳を基にしたコーホート変化率を基に推計
令和１７年から　　国立社会保障・人口問題研究所の将来伸び率を基に推計

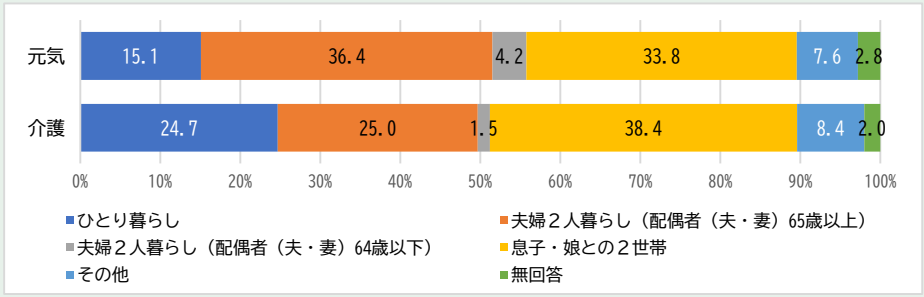
高齢者等実態調査から見える課題

介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない元気高齢者と、介護保険サービス利用者等を対象としたアンケート調査を実施し、日常生活の状況、介護予防に関する意識、取組状況等について調査しました。

家族構成について

ひとり暮らし、夫婦２人暮らし（配偶者（夫・妻）６５歳以上）の割合が、元気高齢者等・要介護高齢者等ともに約５割を占めています。また、急病などで手助けが必要な時に３０分以内で駆けつけてくれる親族が「いない」と回答した人の割合は、両調査ともに長野県平均を上回っています。
単身高齢者の増加等を背景に、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

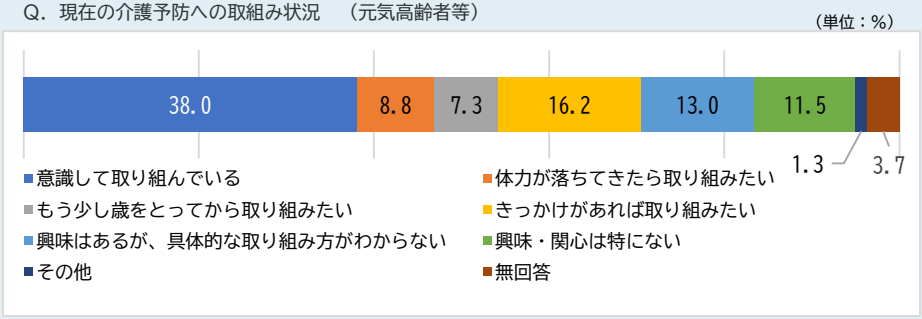
Q. 家族構成



介護予防について

介護予防について意識して取り組んでいる方が多い一方、興味・関心は特にないと回答した方も１１．５%となっています。また、「きっかけがあれば取り組みたい」、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」とする方も約３割となっており、関心はあるものの実際の行動に結びついていない状況がうかがえます。
介護予防に対する潜在的なニーズは高いことから、取組開始のきっかけづくりの場に参加しやすくする環境整備や、情報提供の更なる充実が必要です。

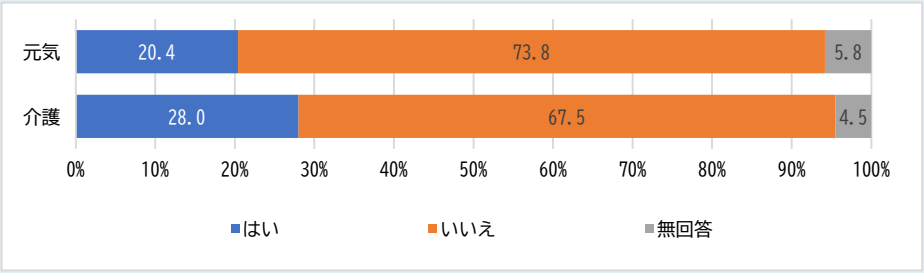
Q. 現在の介護予防への取組み状況　（元気高齢者等）



認知症について

認知症に関する相談窓口を「知っている」と答えた人は２８．０%に留まり、約７割がどこに相談すべきか把握していない現状があります。早めの気付きを相談につなげられるよう、窓口の更なる周知が必要です。

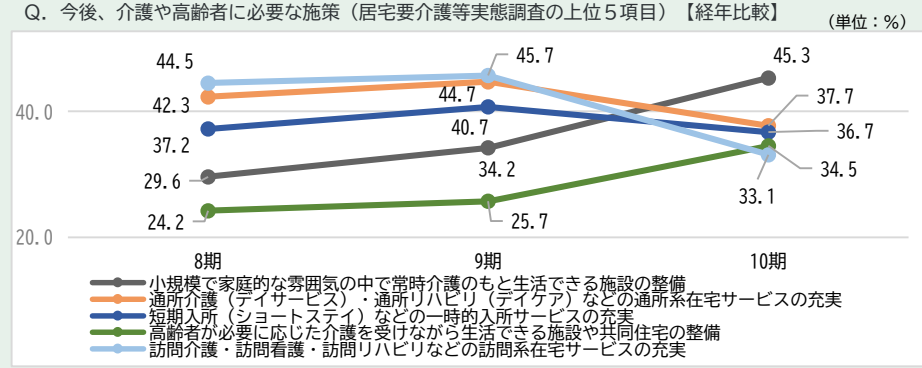
Q. 認知症に関する相談窓口の認知状況



介護サービスの利用について

「今後、介護や高齢者に必要な施策」について経年比較すると、施設整備へのニーズの高まりが見られる一方で、在宅志向も依然として強いことから、身体状況等の変化に応じて選択・移行できる多様なサービス基盤の整備が求められていると考えられます。
また、両調査ともに「身寄りのない方への支援の充実」と答えた方が約２割となっており、家族等の支援が得られない高齢者への生活支援や見守り、権利擁護等の必要性が高まっていることがうかがえます。

Q. 今後、介護や高齢者に必要な施策（居宅要介護等実態調査の上位５項目）【経年比較】



第９期計画の主な課題

高齢者を取り巻く状況と将来の見通しや、高齢者等実態調査の結果から見えてくる課題

介護・フレイル予防

・要介護者やフレイル該当者の早期把握と適切な支援につなげる体制の強化

・介護予防事業と地域活動との連携を深め、一体的に事業を推進する必要がある

・社会環境の変化に対応した多様な活動・サービスや、交流の場の在り方を検討

住まい

・住宅確保要配慮者の実態を踏まえた支援策の検討

・ユニバーサルデザインの視点を踏まえた高齢者施策との関連強化

つながり合い・助け合い

・身近な相談窓口において、複雑・複合化する課題への対応強化

・市民や支援者が必要な相談先を把握できる体制づくりの更なる強化

・見守り対象者の増加を踏まえた取組みの継続・充実が必要

認知症施策

・認知症に対する正しい理解の促進

・認知症に関する相談窓口の認知度向上を図り、早期相談・早期支援につなげる

・「受診・治療ができる医療機関」や「専門相談窓口」への高いニーズに応えるための体制整備

介護人材確保

・介護人材不足の解消に向け、多様な人材の参入促進や効果的な人材確保策を検討する必要がある

・生産性向上や介護サービスの質の向上を図るため、介護テクノロジーの導入や活用を推進する必要がある

・性別にとらわれない職業選択の推進と介護人材の確保

基盤整備

・介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減に向けた支援の継続

・物価高騰の影響等により施設運営環境が厳しさを増しており、介護サービス基盤の維持と介護人材の確保が必要

・各サービスの特色の周知や地域バランスを考慮した基盤整備を進める必要がある

現状と課題から、６つの重点施策へ

第９期計画までの理念を継承しつつ、第１０期計画では以下の２つの指針のもと計画を推進します。

1　サービス需要の変化に応じた介護基盤の整備と制度の持続可能性の確保
将来を見据えた計画的な施設整備を計画するとともに、人材不足に耐えうる介護基盤を構築します。

2　地域包括ケアシステムの深化・推進
住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を更に強化します。

1
自分らしく暮らす力を支える

自分らしい暮らしを取り戻す自立支援

2
安定した住まいを確保する

安定的な住まいの確保

3
地域で見守り、支える

見守り体制の推進と身寄りなき高齢者への支援

4
認知症とともに生きる地域をつくる

認知症とともに生きる環境づくりの推進

第２期松本市認知症施策推進計画

5
介護を支える人材を確保・育成

介護人材の確保・育成

介護事業所支援

6
将来を見据えた介護基盤の整備

施設・居住系サービスの整備

地域密着型サービスの整備

第１０期計画の位置付け

第１０期計画期間は、団塊世代が全て７５歳以上になる２０２５年を経て、高齢者人口がピークに達する２０４０年に向けた過渡期となる重要な時期に当たります。
生産年齢人口の減少や８５歳以上の高齢者・認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者の増加など、地域の人口構造変化を捉えた中長期的な人口・サービス需要の推計を前提に、介護保険制度の持続可能性を確保し、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らし続けられる体制を深化・推進する計画とします。

基本理念（案）

**高齢者一人ひとりが住み慣れた地域において、
健康で生きがいを持ち、安心して自分らしく生活が
できることを願い、地域でつながるすべてのひとが
支えあう持続可能な地域福祉を推進します。**

そして、**「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」**を目指します。

基本目標（案）

地域とつながることで一人ひとりの暮らしが豊かになり、このまちに暮らして良かったと幸せを実感できるまちを目指し、以下の基本目標を設定します。

健康でいきいきと暮らせるために

「できること」を大切にし、健康で自分らしく暮らし続けられるよう支援します。

支援が必要になっても安心して暮らせるために

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支える体制を整えます。

サービスを円滑に提供するために

介護が必要になった方が、必要なサービスを安心して利用できるよう、介護人材の確保・育成とサービス基盤の整備を進めます。

体系図

３年間で推進する具体的な取組み

基本理念

松本市は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域において、健康で生きがいを持ち、安心して自分らしく生活ができることを願い、地域でつながるすべてのひとが支えあう持続可能な地域福祉を推進します。
そして、「一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち」を目指します。

基本目標・方針

1 健康でいきいきと暮らせるために

「できること」を大切にし、健康で自分らしく暮らし続けられるよう支援します。

2 支援が必要になっても安心して暮らせるために

支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支える体制を整えます。

3 サービスを円滑に提供するために

介護が必要になった方が、必要なサービスを安心して利用できるよう、介護人材の確保・育成とサービス基盤の整備を進めます。

施策区分

★は重点施策です

1-1	生きがいづくりの推進	① 社会参加や生きがいづくりの推進
1-2	介護・フレイル予防と自立支援の一体的な推進	① 自分らしい暮らしを続けるために自ら楽しむフレイル予防
		② 自分らしい暮らしを取り戻す自立支援 ★
2-1	住み慣れた地域で暮らし続けるための生活基盤の整備	① 安定的な住まいの確保 ★
		② 安定的な交通手段の確保
		③ 見守り体制の推進と身寄りなき高齢者への支援 ★
		④ 権利擁護・虐待防止の体制強化
		⑤ 生活困窮者への支援
2-2	誰もが安心して相談できる体制の強化	① 地域課題の解決に向けた組織体制の強化
		② 相談体制の強化・充実
2-3	切れ目のない在宅医療と介護の連携推進	① 在宅医療・介護の連携推進
2-4	認知症施策の総合的な推進（第２期松本市認知症施策推進計画）	① 認知症とともに生きる環境づくりの推進 ★
3-1	安心して介護サービスが受けられるための環境づくり	① 分かりやすい情報提供
		② 家族介護者支援の推進
		③ 介護給付適正化
		④ 苦情処理体制の充実
		⑤ 災害や感染症対策に係る体制整備
3-2	介護人材の確保と育成	① 介護人材の確保・育成 ★
		② 介護事業所支援
		③ 介護支援専門員への支援と連携
3-3	介護ニーズの変化を見据えたサービス基盤整備（低負担で入所できる施設整備等の推進）	① 施設・居住系サービスの整備 ★
		② 地域密着型サービスの整備
3-4	持続可能な介護保険制度の運営	① 介護保険サービス事業量及び費用の見込み
		② 地域支援事業の費用の見込み
		③ 財政推計と介護保険料

２０４０年を見据え

誰もが住み慣れた地域で
自分らしく暮らし続けることができるまちへ

高齢者本人　　家族　　地域　　医療・介護　　行政
それぞれの力をつなぎ、持続可能な地域福祉を推進します。

第１０期松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画　概要版

（案）

令和８年１１月５日

松本市長　臥雲　義尚　様

松本市社会福祉審議会
委員長　小林　弘明

「第５次松本市障がい者計画等の策定について」及び
「第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について」（答申）

令和７年１１月１０日付け松本市諮問松福福第４７６号をもって当審議会に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

障害者福祉専門分科会答申（案）

令和９年度から６か年を計画期間とした「第５次松本市障がい者計画」及び令和９年度から３か年を計画期間とした「第８期松本市障がい福祉計画（第４期松本市障がい児福祉計画）」の策定にあたり必要な事項は、下記のとおりです。

記

１　「第５次松本市障がい者計画」策定に必要な事項

⑴　権利擁護と相互理解の促進

ア　障がい者理解の促進

イ　権利擁護

ウ　社会参加の促進

⑵　学びと成長を支える場の充実

成長段階に応じた支援体制の整備

⑶　相談・福祉サービス・情報提供体制の充実と人材育成

ア　包括的相談支援体制の整備

イ　重度障がい者・児支援の充実

ウ　情報の提供と意思決定の尊重

エ　支援者の養成・育成

⑷　地域で暮らし、働ける社会の実現

ア　就労支援の充実

イ　地域移行・定着支援

⑸　安心・安全なまちづくり

ア　住みやすいまちづくり・災害対策

イ　保健・医療の充実

⑹　「第８期松本市障がい福祉計画（第４期松本市障がい児福祉計画）」と一体的に策定すること。

２　「第８期松本市障がい福祉計画（第４期松本市障がい児福祉計画）」策定について

数値目標の詳細が国から示され次第速やかに策定を進めること。

３　意見

⑴　多様な市民を想定したインクルーシブな表現への見直しを行うこと。

⑵　障害児通所給付を利用している未就学児に対する支援を検討すること。

⑶　市立特別支援学校開設及び学びの質の充実に関する項目を盛り込むこと。

⑷　障がい者・児の生活の場の確保について検討すること。

⑸　障がい者に配慮するとともに、誰もが使いやすいまちづくりを推進すること。
⑹　障がい児支援から障がい者支援、障がい者支援から介護保険制度といった制度と制度の接点における支援の充実について検討すること。

第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に関する答申（案）

令和９年度から令和１１年度までの３か年を計画期間とした「第１０期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定に当たっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

１　策定に必要な項目

⑴　サービス需要の変化に応じた介護基盤の整備と制度の持続可能性の確保

ア　安定的な住まいの確保

イ　介護人材の確保・育成

ウ　施設・居住系サービスの整備

⑵　地域包括ケアシステムの深化・推進

ア　自分らしい暮らしを取り戻す自立支援

イ　見守り体制の推進と身寄りなき高齢者への支援

ウ　認知症とともに生きる環境づくりの推進

２　意見

⑴　介護保険事業の健全な財政運営を図るため、厚生労働省からの指針に基づき介護保険給付準備基金を活用し、保険料を決定してください。

⑵　介護ニーズの変化を見据えた計画的な施設整備を実施するとともに、人材不足に耐えうる介護基盤を構築してください。

⑶　住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を更に強化してください。

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条　略）

第二章　地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２　地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条　地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条　特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

２　地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条　地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条　地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

２　地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条　第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

２　前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条　この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降　略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条　略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条　民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

２　民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

３　民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条　地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

２　審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

３　地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降　略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和３年３月１９日松本市条例第６号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項

⑵　法第１２条第１項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項

⑶　前２号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員２４人以内で組織する。

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　審議会に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　委員長は、委員の４分の１以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

３　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　法第９条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前２項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第７条　審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

⑴　民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項

⑵　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項

⑶　障害者福祉専門分科会　身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項

⑷　高齢者福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項

⑸　児童福祉専門分科会　児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

２　専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

３　専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各１人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
４　専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
５　専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
６　前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
７　専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第８条　社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）第３条第１項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第９条　審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第１０条　審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和２６年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

管理不全空き家等審議会委員			７，０００	４，９００
健康福祉２１市民会議委員			７，０００	４，９００

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員				７，０００	４，９００
社会福祉審議会	委員及び臨時委員			７，０００	４，９００
	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員			７，０００	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

４　社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号。以下「政令」という。）第３条第１項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務１回当たりの報酬の額」とする（政令第３条第１項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉２１市民会議条例等の廃止）

３　松本市健康福祉２１市民会議条例（平成１３年条例第５４号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３６号）は、廃止する。

令和8年度　松本市社会福祉審議会　松本市職員名簿

所属部	職　名	氏　名	備　考
健康福祉部	健康福祉部長	髙木　寿郎	
	福祉政策課長	熊井　理英	
	障がい福祉課長	西村　恵美	
	高齢福祉課長	金井　真澄	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家　知子	
	西部福祉課	北條　悟	
こども若者部	こども若者部長	中田　美弥	
	こども育成課長	小淵　登紀子	
	こども福祉課長	高頭　千江子	
	保育課長	大島　みゆき	
	こども発達支援課長	山﨑　ひとみ	